

奈良県景観計画の概要

■ 基本目標

○「日本のふるさと」としての奈良にふさわしい風格ある景観づくり

「青垣」に代表される緑の骨格とこれにつながる古代の宮跡や古墳、社寺などの歴史文化遺産や街並み、集落、田園などの様々な時代の多彩な景観資源により、「日本のふるさと」と呼ぶにふさわしい質の高い景観が形成されています。これらを、守り育て、奈良としての価値を高めるとともに、未来につなげる景観づくりを進めていきます。

○「暮らし息づく場」としての景観づくり

景観は、そこに生活する人々の身近な環境によって形成されるものでもあります。このような観点から、景観づくりは人々の「暮らし息づく場」であるといえます。景観づくりは、そこに生活する人自身のためのものでなければなりません。生活の質の向上が求められる時代にあって、人々の日常の生活を快適で心安らぐようなものとする景観づくりを進めていきます。

○交流と活力の源泉としての「もてなし」の景観づくり

国際的な観光・交流の時代に観光立県として人々を迎える「もてなし」の景観づくりを進めていきます。また、良好な景観が形成されることにより、地域の魅力が増進、創出されるものであるとの観点に立って、地域の活性化につながる景観づくりを目指します。

○「県民主役」、「協働」の景観づくり

良好な景観は地域の財産でありそれを保全し向上させることは、公共の利益につながります。景観は県民が主役となり、地域を基盤として形成されるものです。県民等（県民、事業者、NPO、地域団体、大学など）と行政が「協働」して、景観づくりを進めていきます。

■ 景観計画の区域

○景観計画区域

景観法第8条第2項第1号の規定に基づく奈良県景観計画の区域は景観行政団体である市町村（奈良市、橿原市、明日香村）の区域を除く、奈良県の区域とします。

○重点景観形成区域

上記景観計画区域のうち、広域的・先導的な観点から特に重点的に景観形成に取り組むべき区域を重点景観形成区域として、以下のとおり定めます。

- 世界遺産など県を代表する歴史文化遺産が集積する地域の沿道－第1種特定区域
- 県への広域的な玄関口である主要インターチェンジ周辺の沿道－第2種特定区域
- 県内の交通網を形成する広域幹線道路等の沿道－広域幹線沿道区域

※生駒市においては、次ページに示す路線が「広域幹線沿道区域」に指定され、その他の市内全域は一般区域となっています。

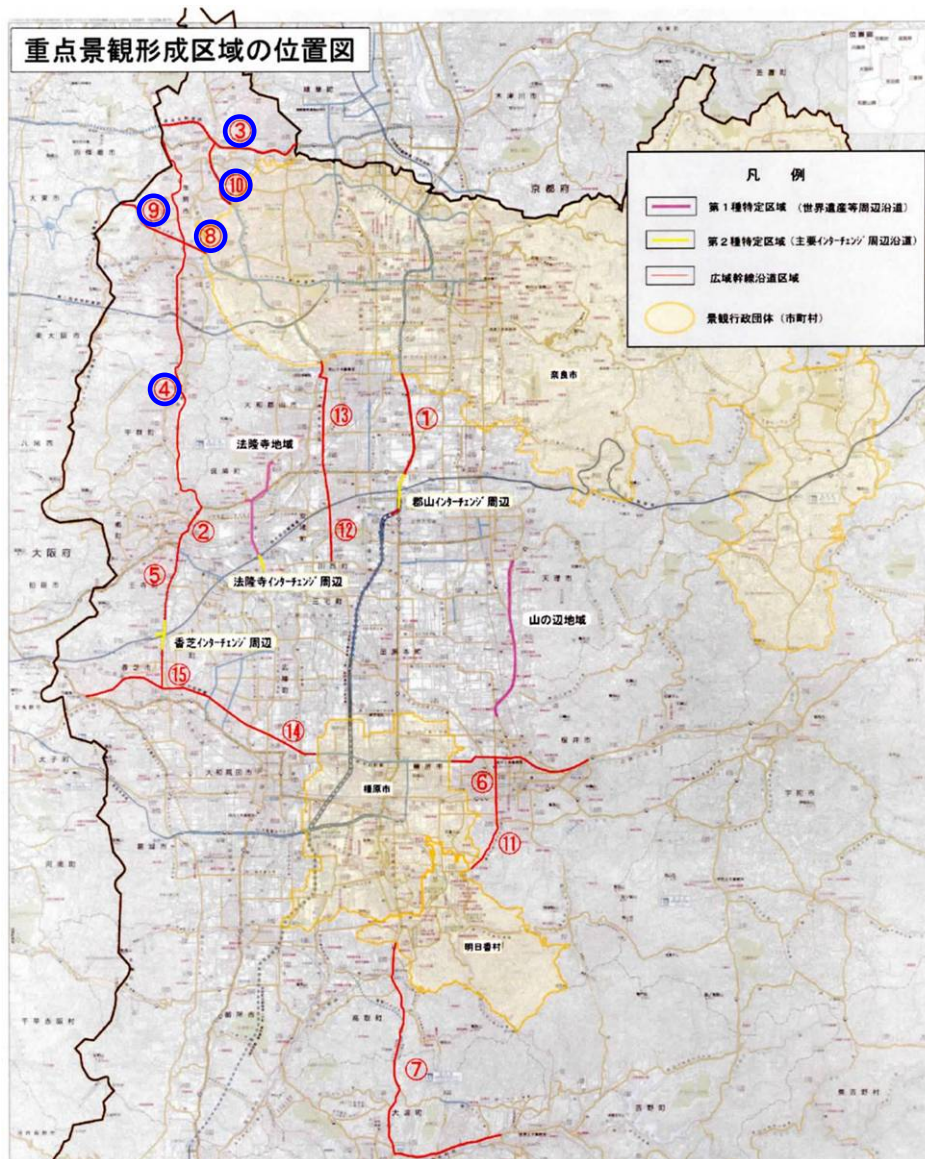


景観計画区域

○広域幹線沿道区域（生駒市に関連する路線）

広域幹線沿道区域の区域は、次に掲げる道路（ただし、高架橋等を有する区間を除く。）及びその道路の境界線から両側 10m の範囲とします。

番号	路線名	始点	終点
3	一般国道 163 号 (通称清滝生駒道路)	四条畷市と生駒市の境界	生駒市と精華町の境界
4	一般国道 168 号	一般国道 25 号との交点 (斑鳩町)	一般国道 163 号(通称清滝生駒道路)との交点(生駒市)
8	主要地方道奈良生駒線 (通称阪奈道路)	生駒市と奈良市の境界	辻インターチェンジ (生駒市)
9	主要地方道大阪生駒線 (通称阪奈道路)	四条畷市と生駒市の境界	辻インターチェンジ (生駒市)
10	主要地方道枚方大和郡山線	一般国道 163 号との交点 (生駒市)	生駒市と奈良市の境界



重点景観形成区域の位置図

○届出対象行為

		一般区域	広域幹線沿道区域
建築物	新築又は移転	地盤面からの高さ13m又は建築面積1,000㎡	地盤面からの高さ10m又は建築面積500㎡
	増築又は改築	上記の規模を超えるもので、行為に係る建築面積が10㎡	
	外観の変更	上記の規模を超えるもので、行為に係る面積が10㎡	
工作物	RC造の柱・木柱・鉄柱等	高さ15m	高さ15m
	煙突等	高さ13m	高さ10m
	装飾塔・記念塔等		
	高架水槽・サイロ等		
	観覧車など遊戯施設	高さ13m又は築造面積1,000㎡	高さ10m又は築造面積500㎡
	アスファルトプラント等		
	自動車庫		
	ごみ焼却場など	高さ5m以上 かつ地盤面からの高さ13m (RC造の柱・木柱・鉄柱等にあっては15m)	高さ5m以上 かつ地盤面からの高さ10m (RC造の柱・木柱・鉄柱等にあっては15m)
	上記工作物で建築物と一体のもの		
	増築又は改築		
外観の変更	上記の規模を超えるもので、行為に係る面積が10㎡		
開発行為		行為地の面積3,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m	行為地の面積1,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが2mかつ長さ10m
その他	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更（開発行為を除く。）	行為地の面積3,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m	行為地の面積3,000㎡又は行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが5mかつ長さ10m
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	行為地の面積3,000㎡又は物件の堆積の高さが3m	行為地の面積1,000㎡又は物件の堆積の高さが2m

○景観形成基準

		基準の内容 数値基準があるもの：◎ 定性的に示しているもの：○	
建築物	配置※	○	
	壁面位置	◎	
	規模※	○	
	高さ※	○	
	形態・意匠※	屋根	○
		壁面	○
		屋外付帯施設	○
		色彩	◎
素材		○	
緑化	◎		
工作物	配置	○	
	壁面位置	◎	
	規模	○	
	高さ	○	
	形態・意匠	壁面	○
		色彩	◎
		素材	○
緑化	◎		
開発行為	のり面、擁壁等の周辺との調和	○	
	緑化	○	
	既存樹木の保全等	○	
	塀・柵等の色彩	◎	
土地の形質 の変更	のり面、擁壁等の周辺との調和	○	
	緑化	○	
	既存樹木の保全・活用	○	
	塀・柵等の色彩	◎	
物件の堆積	堆積物の周辺との調和	○	
	緑化	○	
	既存樹木の保全等	○	
	塀・柵等の色彩	◎	

※広域幹線沿道区域においては、建築物の配置、規模、高さ、形態・意匠について、道路の軸線方向の遠景に配慮することを示している。